

11月10日(日)は 福島県議会議員 一般選挙の投票日です



11月10日(日)は、福島県議会議員一般選挙の投票日です。
この選挙は、私たちの意見や要望を県政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。自分の意志と主張で、私たちの代表に最もふさわしい人を選びましょう。

問 選挙管理委員会事務局(総務課内) TEL 0240(34)0235

投票できる人

次の要件の全てに該当し、浪江町の選挙人名簿に登録されている人です。

- 日本国民である人
- 満18歳以上の人
(平成13年11月11日までに生まれた人)

投票日当日に投票する人は

投票所入場券(はがき)を持参の上、投票所に来てください。投票所の場所および投票時間など、詳しくは、後日送付する「選挙のお知らせ」で確認してください。

投票日に用事のある人は 期日前投票を

投票日に用事があり、投票に行けない人は、期日前投票ができます。

投票所入場券(はがき)を持参の上、期日前投票所に来てください。投票日当日に投票に行けない理由などを記入した「宣誓書」を提出することで、期日前投票ができます。期日前投票所の場所および期日前投票日時など、詳しくは、後日送付する「選挙のお知らせ」で確認してください。

指定病院などでの 不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院(入所)していて、投票日当日に投票に行けない人は、入院先などで不在者投票ができます。詳しくは、病院・施設などの管理者に確認してください。

郵便などによる不在者投票

身体などに次の障がいのある人などは、郵便などによる不在者投票ができる制度があります。また、特定の人については代理記載ができます。

この制度を利用する場合は、「郵便等投票証明書」が必要となるので、事前に交付を受けてください。なお、「郵便等投票証明書」には有効期限があります。すでに交付を受けていて有効期限が経過している人は、早めに更新手続をしてください。

身体障害者手帳	障害の程度		
	1級	2級	3級
障害名			
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
障害名				
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方に住んでいる人は、滞在地(避難先)の市区町村で不在者投票ができます。

■不在者投票期間

11月1日(金)～9日(土)

■時間・場所

投票所などについては、最寄りの選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、県外の避難先市区町村の選挙管理委員会投票できる日時は、原則として平日(土・日曜日・祝日を除く)の8時30分から17時までとなるので、注意してください。詳しくは、最寄りの選挙管理委員会に確認してください。

投票用紙請求から投票まで

①投票用紙などを請求

投票できる人に「選挙のお知らせ」を送ります。同封の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒(浪江町選挙管理委員会事務局宛)に入れ、郵送してください。

※投票用紙などの請求は10月31日(木)以前からできます。ただし、不在者投票用紙は11月1日(金)から発送します。

※電子メールおよびFAXで請求はできません。

※「請求書兼宣誓書」は、町ホームページからもダウンロードできます。

※期日前投票と不在者投票は異なります。浪江町が設置する投票所で期日前投票する人は、請求する必要はありません。

②投票用紙などを受領

自宅などに、投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書が同封されたレターパックが郵送されます。なお、投票用紙などが入った透明の封筒の開封、および、自宅などでの投票用紙への記載は絶対にしないよう注意してください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票

最寄りの市区町村選挙管理委員会に、受領したレターパック(投票用紙など同封)を持参し、市区町村選挙管理委員会が指示する場所で投票してください。詳しくは、投票する最寄りの選挙管理委員会に問い合わせてください。

※投票した用紙は、浪江町選挙管理委員会事務局に郵送されます。なお、投票日当日の19時までに浪江町選挙管理委員会事務局に届かない場合は無効となりますので、余裕を持って投票してください。

また、不在者投票用紙の交付を受けた後に、「投票日当日の投票」または「期日前投票」をする場合は、投票用紙などを返還する必要があるため、受領したレターパック(投票用紙など同封)を投票所に必ず持参してください。

投票所入場券(はがき)を忘れずに

投票所入場券は「はがき」です。10月31日(木)ごろに届くよう発送する予定です。
なお、入場券を紛失した、入場券がない(届かない)、入場券を持たずに投票所に来た場合でも、本人確認をした上で投票できるので、投票所の受付に申し出てください。
※投票所入場券(はがき)は、不在者投票の請求をした人

にも送付されますが、投票所入場券(はがき)では不在者投票はできないので、注意してください。

選挙のお知らせの発送

「選挙のお知らせ」は、10月18日(金)ごろに届くよう発送する予定です。
届かない場合は、選挙管理委員会事務局まで問い合わせてください。

選挙公報の配布

選挙公報は、11月8日(金)までに届くよう発送する予定です。

届かない場合は、選挙管理委員会事務局まで問い合わせてください。

郵便物の転送手続きを忘れずに

避難先を変更した人は、郵便局に転居届を出すことによ

り、変更前の避難先宛てに送付された郵便物が、現在の避難先に転送されます。転送期間は1年間です。

なお、すでに転居届を出している人は、転送期間を確認の上、期間に空白が生じないよう、再度、転居届を出してください。

詳しくは、最寄りの郵便局に問い合わせてください。

開票所

- 場 所
浪江町地域スポーツセンター
(浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)

- 開始時間 20時30分

※開票を参観する人は、係員の指示に従い、所定の場所で参観してください。